

原告第18準備書面(要旨)

第1 はじめに

「公共の安全と秩序の維持、犯罪の予防鎮圧」という抽象的な目的で、原告らの情報の収集・保管・利用を正当化することは、許されない。そこで、公安警察が実際に起こした緒方宅盗聴事件と堀越事件を挙げ、公安警察活動の実態を示す。

第2 緒方宅盗聴事件

- 1 緒方盗聴事件は、神奈川県警察本部警備部公安第一課の警察官らが、日本共産党の情報収集のために、1985年から1986年の間、日本共産党中央委員会幹部会委員・国際部長だった緒方靖夫の自宅電話の通話内容を継続的に盗聴した事件である。極めて悪質な盗聴事件であるが、刑事事件としては起訴されなかったため、緒方らが国家賠償請求訴訟を起こした。

第1審判決は、具体的な通信傍受方法や、実際に盗聴活動を行った神奈川県警察本部警備部公安第一課所属の警察官を特定した上、このような盗聴行為が「共産党国際部長である原告靖夫の通話内容の盗聴」という目的に向けた組織的行動の一環であり、本件盗聴行為は、まさに神奈川県警察本部警備部公安第一課の職務として行われたと認定した。

また、警視庁警備局の所掌事務に警備警察に関することがあり、同局発行「警備法令の研究」に警備情報収集の対象に日本共産党を位置づけており、盗聴をした職員らが神奈川県警察職員であるのに、東京都町田市(警視庁管内)で本件盗聴を実行していることから、全国の都道府県警察に対し、日本共産党関係の情報収集に関する一般的指示を行い、各都道府県警察の収集した同党関係の情報のうち重要なものについて、警察庁の担当局課が報告を受け、情報の整理・分析に当たっていた、と認定した。加えて、少なくとも警察庁警備局の職員又は神奈川県警察幹部職員が具体的内容を知り得る立場にあったとして、国にも国家賠償法上の責任を認めた。

- 2 このような事実から、公安警察という組織は、目的遂行のため組織ぐるみで犯罪行為を行うことを厭わない体質であることが伺われる。しかし、この盗聴事件発覚以降、警察庁や神奈川県警が組織的な盗聴活動を認め、緒方氏らや国民に謝罪し、将来、同様の違法活動を繰り返さないと発言したことはない。

本件訴訟でも、被告国は、本件議事録の記載内容についてすら認否しない。このような不誠実極まりない訴訟態度からして、本人に無断で収集している個人情報範囲や利用の実態が適正であるはずがない。また、被告国が、請求の趣旨記載の原告らの個人情報を違法に保有していることも明らかである。

第3 堀越事件

1 堀越事件は、社会保険庁年金審査官であった堀越氏が、2003年11月に施行された衆議院議員総選挙に際して、前後3回にわたり、政党機関紙号外ないしは特定の政党を支持する政治的目的を有する無署名の文書を配布した行為が国家公務員法違反に問われた刑事事件である。

第1審判決では、警備公安警察が長期間にわたり過剰な捜査体制の下、堀越氏に対する尾行や録画撮影が認定された。具体的には、軽微な事案であるにもかかわらず、堀越氏に対する尾行、張り込み、聞き込み、隠し撮りには、6名から11名、ビデオカメラ6台、カメラ3台、車4台という大量の人員機材が投入された。時間としても、朝、堀越氏が自宅を出るところから開始され、立ち寄り先や接触人物に至るまで、1か月にわたり、毎日、網羅的・継続的な尾行や張り込みが実施された。

また、隠し撮り方法は、徒歩で堀越氏を尾行する際に、バッグ用の入れ物の中に入れたビデオカメラで、堀越氏の行動をほぼ連続的に隠し撮りしたり、堀越氏の移動に従い次々と車両を移動させて公道上に停め、その車両内や車を降りて、堀越氏の行動を断続的に隠し撮りしたりしたものである。撮影内容の中には、配布行為後、手ぶらで公道上を歩き、選挙事務所に出入りする状況が撮影されているといった、配布行為との関連性が薄いものもある。

このようにして撮影されたビデオカセットは、合計33本にも上るが、裁判所に提出されたのは9本のみである。また、尾行、張り込み、聞き込み、隠し撮りで得られた情報に基づき、堀越氏の行動を整理・分析し、その立ち寄り先や接触した人物等の特徴について記載した報告書が作成されている。これらは警視庁公安部に保管されていると思われるが、その後、どのように利用されたか一切不明である。

2 以上の通り、警備公安警察は、捜査として必要な資料はごくわずかであるにもかかわらず、捜査に名を借りて、多数の人員と機材を導入し、長期間にわたり特定個人の情報を網羅的・続的に収集した上、捜査に不必要なものまでも収集しデータ化した上、保管している。GPS捜査判決に比べても、プライバシー侵害の度合いの大きな個人情報収集手法が、捜査の名の下に実施されている。また、それによって得られた資料が個人情報を多分に含んでいるのに、法的根拠なく保管利用されていることが明らかである。

このような活動は、刑事捜査とは大きくかけ離れている上、プライバシー侵害の度合いの極めて高いものであるから、具体的な法的規制の下に、限定して実施されるべきである。

以上